

一札之事

一上州石領 会田伊右衛門 御支配所「被損」
御年貢漆江戸へ上納被_レ成候_二付、何_一茂
爰元町之馬附参候_二處、馬けとび上荷
老固打落_二内老桶底打ぬき御_一〔_{（漆）}〕
こほれ申候間、当町役人共立合致_二吟_一〔_{（吟）}〕
日_{（候）}向桶_{（候）}御座候、則漆屋よりセ砂入
不_レ申候様_二為_レ致_二吟味_一こし直_二申_一〔_{（付）}〕
こし漆三貫五百目御座候、破_レ候_一〔_{（桶）}〕
職人_二申付、底入替、右之漆入、何れ茂_二
相渡_一申候、此段怪我之儀_二御座_一〔_{（候）}〕
御支配之御役人様江宜御申上_一〔_{（候）}〕
重而御詮儀も御座候ハ、右之段可_二申上_一〔_{（候）}〕
為_二後日_一仍_レ如_レ件 武州忍領

享保元年

申十一月十六日

上州石領 会田伊右衛門
新島 大島 志喜
七左衛門殿 文右衛門殿

⑧ 一札之事（御年貢漆江戸へ上納中 漆こぼれ申候一件に付始末書）

享保元年（1716）4月1日
原本：縦 30.4cm×横 49.5 cm

この史料は、漆を江戸に輸送する際に、漆をこぼした一件について書かれています。馬が暴れて漆の入った桶を落としてしまったようです。山間部の三波川村では、漆を年貢として上納していました。近隣の漆屋がこぼれた漆をこし直して対応したと、輸送していた熊谷宿が報告しています。



多野郡鬼石町三波川（現三波川市）
飯塚馨家文書
P 8 2 1 4 ・ No. 7 0 1 2

〔釈文〕

一札之事

⑧ 一札之事（御年貢漆江戸へ上納中

漆こぼれ申候一件に付始末書）

一上州鬼石領 会田伊右衛門 御支配所「被損」

御年貢御漆江戸へ上納被_レ成候_二付、何_一茂

爰元町之馬附参候_二處、馬けとび上荷

老固打落_二内老桶底打ぬき御_一〔_{（漆）}〕

こほれ申候間、当町役人共立合致_二吟_一〔_{（吟）}〕

日_{（候）}向桶_{（候）}御座候、則漆屋よりセ砂入

不_レ申候様_二為_レ致_二吟味_一こし直_二申_一〔_{（付）}〕

こし漆三貫五百目御座候、破_レ候_一〔_{（桶）}〕

職人_二申付、底入替、右之漆入、何れ茂_二

相渡_一申候、此段怪我之儀_二御座_一〔_{（候）}〕

御支配之御役人様江宜御申上_一〔_{（候）}〕

重而御詮儀も御座候ハ、右之段可_二申上_一〔_{（候）}〕

為_二後日_一仍_レ如_レ件 武州忍領

為_二後日_一仍_レ如_レ件

享保元年

申十一月十六日

上州鬼石領三波川村 同所
七左衛門殿 同所
文右衛門殿 同所
新右衛門 同所
六左衛門 同所
久右衛門 同所
喜兵衛 同所